

重信川河川環境エデューカーター会議 規約

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

重信川河川環境エデュケーター会議 規約

第1章 名称

(名称)

第1条 本会議は、「重信川河川環境エデュケーター会議」（以下、「エデュケーター会議」という。）と称する。

第2章 目的・活動

(目的)

第2条 エデュケーター会議は、重信川・石手川（以下、「河川」という。）における自らの環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動の実施や小中学校等への河川環境教育を主体的に支援することなどを通して、地元等に対する愛着、愛情を持ち、それを伝承する「重信川河川環境エデュケーター」（以下、「エデュケーター」という。）を認定することを目的とする。

第3章 認定

(対象者)

第3条 本認定は、別途定める重信川河川環境エデュケーター実施要領（以下、「要領」という。）による認定基準を満たす者に行う。

(認定)

第4条 エデュケーター会議は、別途定める要領における認定条件によりエデュケーターの認定を行う。

第4章 組織

(組織)

第5条 エデュケーター会議は、別表に掲げる者によって組織する。

2. 議長に事故等がある時は、副議長が職務を代理する。
3. 事務局は、第1項によるもののほか、エデュケーター会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表にある者以外の者の参加をエデュケーター会議に求めることができる。

第5章 事務局

(事務局)

第6条 事務局は国土交通省松山河川国道事務所調査第一課が行う。

第6章 その他

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、エデュケーター会議に関して必要な事項は議長がエデュケーター会議に諮って定める。

付則 この規約は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表

エデュケーター会議 組織

団体等名称	代表者	備考
愛媛大学 防災情報研究センター	特命教授 矢田部 龍一	議長
愛媛大学 大学院理工学研究科	准教授 三宅 洋	副議長
国土交通省 松山河川国道事務所	事務所長	
国土交通省 松山河川国道事務所	副所長	
国土交通省 松山河川国道事務所 調査第一課	課長	